

台風第2号の影響による大雨に対する農作物被害防止対策（第2報）

令和5（2023）年6月1日
栃木県農政部経営技術課

令和5年6月1日11時40分宇都宮地方気象台発表によると、大型の台風第2号は、1日10時には宮古島の南東にあって、1時間におよそ15キロの速さで北北東へ進んでいます。また、台風の北上に伴って前線がゆっくりと北上し、3日にかけて停滞する見込みです。県内では、2日昼過ぎから夜遅くにかけて、雷を伴った激しい雨が降り、大雨が予想されていることから、以下の技術対策を確実に実施し、被害の未然防止を図りましょう。

I 共通

1 大雨対策

- (1) 大雨による冠水等が懸念されるので、排水路の点検を行い、浸水及び冠水時の速やかな排水に備える。
- (2) ゴミや刈り払った雑草が水路を塞がないよう、事前に取り除いておく。

2 事後対策の準備

- (1) 大雨による被害に備えて、速やかに回復措置がとれるよう、排水対策や病害防除等の準備をしておく。

II 普通作物

1 水稲

- (1) 大雨により冠水したほ場は、速やかに排水に努める。

2 麦類

- (1) 降雨や強風により倒伏した場合は、穀粒水分が高くなることによる品質低下が懸念されるので、穀粒水分は二条大麦で25%以下、小麦及び六条大麦で30%以下の適期収穫に努める。
- (2) 倒伏や穂発芽等により著しく品質低下が懸念される場合は、刈り分けを行い、被害粒や未熟粒の混入防止に努める。

III 野菜

1 全般

- (1) 大雨によるほ場の冠水及び浸水が懸念されるので、排水対策に努める。
- (2) 大雨により病気が発生しやすくなるので、必要に応じて薬剤防除を実施する。

2 いちご（露地親株）

- (1) 大雨に伴い炭疽病が発生しやすくなるので、排水対策を行うとともに、降雨前後に薬剤防除を実施する。なお、育苗期と本ばで使用できる農薬が異なるので注意する。

IV 果 樹

1 全般

- (1) 大雨に伴い病害の発生が懸念されるため、薬剤防除を実施する。
- (2) 園内で滞水しやすい場所に排水路（明きょ）を設置するなど、排水対策に努める。

V 花 き

1 全般

- (1) 大雨によるほ場の浸水及び冠水が懸念されるので、排水対策に努める。
- (2) 大雨により病気が発生しやすくなるので、必要に応じて防除を実施する。

2 露地ぎく・露地りんどう

- (1) ほ場が冠水しないように、事前に排水溝を設けるなど、対策を講じておく。特に、病気が発生しやすくなるので、降雨前後に薬剤防除を実施する。

VI 特用作物

1 こんにゃく

- (1) 大雨による冠水及び浸水等が懸念されるので、排水溝等の点検をしておく。

VII 畜 産

1 畜舎

- (1) 雨水の流入が懸念される場合は、土のう等により対策を講じておく。
- (2) 車両や飼料、機器を水没しない場所へ移動しておく。
- (3) 大雨により浸水する可能性のある電気設備の防水対策を講じておく。

2 飼料用とうもろこし

- (1) 大雨により冠水した場合は湿害が懸念されるので、畑の排水路を確保する。

3 停電による搾乳不能に備えて

- (1) 発電機を準備し、燃料を確保しておく。
- (2) 停電時に搾乳する場合は高泌乳の牛から行い、濃厚飼料の給与を控えることで乳量を抑え、乳房炎を予防する。

VIII 農業水利施設について

- (1) 農業水利施設の巡視、動作点検（堰のゲート開閉等）、事前操作を行う等、適切な施設管理を実施する。
- (2) 特に、ため池の被害防止のため、事前に洪水吐・堤体等の点検、洪水吐の閉塞の原因となる流木、浮遊物の除去等を行うとともに貯留水の放流による水位低下に努める。
- (3) 大雨後、最新の気象情報を収集し、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に注意しながら、身の安全を確認した上で農業水利施設の巡視及び点検を行う。
- (4) 被害が確認された場合は、市町や農業振興事務所へ速やかに連絡する。

(注意)

- ※ 最新の気象情報を入手し、身の安全を確保した上で、農作業を再開する。
- ※ 農薬の使用に当たっては、使用基準（適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数等）を厳守する。同一成分の使用回数にも制限があるので注意する。
- ※ 農薬散布に当たっては、飛散防止に十分注意する。
- ※ 倒伏、冠水等により土壌等が付着すると、放射性物質に汚染されるおそれがあるので、収穫物に混入しないよう注意する。